

くらしの安心情報

情報ファイル NO.66

平成 21 年 6 月 10 日

新型インフルエンザが発生したので、海外旅行を取りやめたら、取消料を請求された！

相談内容

【相談者 30代 男性】

ニューヨークツアーを申し込んでいましたが、アメリカでも新型インフルエンザが発生したので、旅行予定日の2週間前に旅行を取りやめました。業者から取消料を請求されましたが、支払わなければなりませんか？

対処方法

新型インフルエンザ発生による海外旅行のキャンセルに伴う取消料についての相談です。

- ・ 旅行契約については、旅行業法に基づき国土交通省告示の「標準旅行業約款」が示され、申込金の支払いと旅行業者の承諾で契約が成立することが定められています。相談者が申し込んだ旅行は、「募集型企画旅行」という種類で、いったん、契約が成立すれば、旅行業者は約款に定められた取消料を請求することができます。(旅行の種類によって取消料は違います。)
- ・ 相談者には、「今回、メキシコへのツアーは中止となりましたが、それ以外の地域については通常どおりの催行となっていますので、旅行者の都合による契約の解除となり、取消料が発生すること」を伝えました。(この場合、20%の取消料)
- ・ なお、安全で楽しい海外旅行のためには、事前に契約書面(パンフレット等)や渡航先の安全をよく確認してから申込みましょう。
- ・ 万一、トラブルになった場合は、市町村相談窓口、消費生活センターにご相談ください。

楽しみにしていたのに～



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談・消費者金融・多重債務相談)